

農地法第3条許可（農地としての売買等）

農地法3条許可申請は、所有権の移転や、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用及び収益を目的とする権利の設定・移転の際に必要です。

※遺産分割による権利の設定・移転や、包括遺贈による権利の設定・移転の際は許可申請ではなく、3条の3の届出が必要です。（注：特定遺贈による場合は許可が必要）

添付書類	部数
①3条許可申請書	2部
②土地の登記事項証明書（全部事項） ※写し可	1部
③住民票謄本（譲受人の世帯全員） ※写し可	1部
④付近見取図	1部
⑤公図 ※写し可	1部
⑥耕作証明書 （市外に耕作地のある譲受人のみ）	1部
⑦農業経営計画書（譲受人のみ）	1部
⑧誓約書	1部
⑨現況写真	1部
⑩住所地から申請地までの経路図	1部

【注意事項】

- 小作地の場合は、小作契約の解除（農地法第18条）等が必要です。
- 個々のケースに応じて事情をお伺いし、その他添付書類を求める場合があります。